

令和8年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務

2 委託業務の目的

「かんきつ王国えひめ」の県内外での更なる認知獲得を目指し、令和6年度に制作した旬の県産かんきつを月ごとに紹介するPRソング・動画「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を、愛媛県民なら誰もが知っているという事を目標に視聴いただき認知度アップを図るとともに、小学校において当該PRソングを活用した出前授業を行うなど、県産かんきつのファンづくり（魅力発信）につながる事業を実施する。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

① 認知度アップ業務

（ア）実施内容

かんきつの旬の時期を認知してもらうため、「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」の5バージョンを旬の時期ごとに視聴いただき視聴回数のアップとともに、視聴者の話題に上がる施策を実施すること。

例)・YouTube 広告の活用

- ・その他、デジタル広告の活用
- ・SNSを活用した情報発信（インスタグラマーの起用など）
- ・メディアを活用した情報発信（テレビ・新聞・ラジオなど）
- ・その他

（イ）ターゲット層

若年層（中・高校生）を50%

上記以外の層に50%

（ウ）留意事項

県民による自発的なTikTokやInstagramへの投稿やフォローなど、「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」YouTube動画の視聴者数や認知度の増加につなげる取組とすること。

② 小学校におけるかんきつ出前授業

（ア）実施内容

小学校において、「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した低学年向けの出前授業を実施するとともに、当該授業がSNSやテレビ・新聞・情報誌などのメディアで取り上げてもらえるよう情報発信を行うこと。

（イ）留意事項

- ・小学校低学年の生徒が、かんきつに興味・関心を持てる授業内容を提案するとともに、訪問時期、情報発信方法も提案すること。

・訪問先は、県下全域（東予・中予・南予）の5校程度で、別途事務局が指定する小学校とする。なお、小学校決定後、日程調整を含む各種調整は、受託業者が行う。

③ その他

(ア) 実施内容

上記①②に加え、「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した、県産かんきつファンづくり（魅力発信）に効果的な方策を提案すること。

(イ) 留意事項

・当機構が管理している「愛媛かんきつ部」のウェブサイト*¹やInstagram*²のPR・フォローにつながる仕組みも併せて提言し、その効果を測定すること。

※1 <https://www.kankitsu.aifood.jp>

※2 https://www.instagram.com/ehime.kankitsu_club/

【「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」の概要】

- 愛媛県公式 YouTube チャンネルに掲載。
- 尺 各月バージョン：37秒、フルバージョン：1分57秒
- 歌は、本県出身の歌手である水樹奈々さんが協力（動画では、水樹奈々さんが「かんきつの妖精」として登場）。

《11・12月バージョン》

みかん・紅まどんな

<https://youtu.be/mbeq97QepBs>

44万回再生



《1月バージョン》

いよかん・ポンカン

https://youtu.be/1jPRB_gApks

21万回再生



《2月バージョン》

せとか・紅かんぺい

<https://youtu.be/VL8qqdtcsfI>

28万回再生



《3月バージョン》

紅プリンセス・デコポン

<https://youtu.be/Vs00oU15qvg>

11万回再生



《4月バージョン》

清見・カラマンダリン

<https://youtu.be/LHRIRC0sc-s>

11万回再生



《フルバージョン》

<https://youtu.be/Y6pxW22b07U>

8千回再生



5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、下記協議先と十分な協議を行いながら進めること。
- (2) 事業内容が仕様書の内容に該当するかどうか等の疑義が生じた場合には、必ず下記協議先に連絡し、了解を得たうえで実施すること。
- (3) 業務は、本仕様書に基づき実施することはもとより、契約書記載の金額内で実施するものであり、それを超える内容に関する個別の案件には対応しない。

6 協議先

えひめ愛フード推進機構事務局

連絡先：089-912-2569